

令和元年度
第 1 回高松市庵治地区地域審議会
会議録

と き：令和元年 8 月 2 0 日（火）

ところ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

令和元年度
第1回高松市庵治地区地域審議会
会議録

1 日 時

令和元年8月20日（火） 午後2時開会・午後4時30分閉会

2 場 所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 9人

会 長	高砂 清一	委 員	増田 富子
副会長	松浦 豊	委 員	打越 謙司
委 員	上村 峰子	委 員	梶河 典正
委 員	奥 榮子	委 員	森岡 勇
委 員	堀川 貴美		

4 欠席委員 6人

委 員	木村 眞由美	委 員	二川 智子
委 員	高砂 正元	委 員	村井 雅子
委 員	藤野 譲二	委 員	山本 富士夫

5 行政関係者 25人

市民政策局参事	佐藤扶司子	地域振興課地域振興係長	神内 克知
地域振興課長	植田 敬二	牟礼総合センター長	池田 博信
地域振興課課長補佐	藤沢 正		
くらし安全安心課長補佐	栗塚 仁	文化財課長	次田 吉治
総務局次長危機管理課長事務取扱		都市整備局次長都市計画課長事務取扱	
	三木 浩史		坂東 和彦
健康福祉総務課地域共生社会推進室長		都市計画課計画係長	川西 紘輔
補佐	鈴木 克則	交通政策課長補佐	伊賀 大介
保健センター長	鈴木 和知	交通政策課総務係長	北 英之
保健センター副センター長		河港課長	三宅 秀造
	平田 和也	河港課長補佐	國方 利美
土地改良課長	山下 利彦		
土地改良課長補佐	松良 彰三		
観光交流課長補佐	渦岡 志保		
観光交流課観光エリア振興室観光エリ ア振興係長	上原 篤仁		

6 事務局（庵治支所） 3人

支所長	三野 達也	業務係主任主事	清谷 文孝
業務係長	大石 恭寿		

7 傍聴者 2人

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

建設計画に係る平成30年度事業の実施状況について

(2) 協議事項

建設計画に係る令和2(2020)年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について

(3) その他

4 その他

5 閉会

会議次第 1 開会

○事務局（大石係長） お待たせいたしました。

予定の時刻がまいりましたので、ただいまから令和元年度第1回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の出席状況の報告でございますが、木村眞由美委員、高砂正元委員、藤野譲二委員、二川智子委員、村井雅子委員、山本富士夫委員が所要のため欠席されておりますので、出席委員は15人中9人でございます。

したがって、本地域審議会協議第7条第4項の規定に基づく定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、高砂会長から御挨拶を申し上げます。

○高砂会長 皆様、こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、また、市関係職員の皆様方には、何かとお忙しい中、令和元年度第1回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の審議会では、報告事項としまして、建設計画に係る平成30年度事業の実施状況を、また、協議事項としまして、建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針をそれぞれ御説明いただくことになっております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見や建設的な御意見を賜りまして、庵治地区のこれからのまちづくりに当局の施策を反映していただきたいと願っておりますので、どうか御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大石係長） ありがとうございました。

これ以降の進行につきましては、本地域審議会の規定に基づきまして、高砂会長に会議の議長をお願いいたします。

○議長（高砂会長） それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。

円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

会議次第 2 会議録署名委員の指名

○議長（高砂会長） それでは、会議次第2の「会議録署名委員の指名」をさせていただきます。

会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いしております。

本日の会議録署名委員には、松浦豊委員と打越謙司委員のお二人にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

会議次第 3 議事

（1）報告事項

ア 建設計画に係る平成30年度事業の実施状況について

○議長（高砂会長） 続きまして、会議次第3の「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、会議次第にもございますように、報告事項1件と協議事項1件及びその他の案件がございます。

会議の進行でございますが、まず、（1）報告事項の建設計画に係る平成30年度事業の実施状況について、担当部局より御報告をいただき、その後、委員の皆様から御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

次に、（2）協議事項の建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について、担当部局より御説明をいただき、その後、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

続いて、（3）その他について、地域振興課から御説明をいただき、その後、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

なお、時間の関係もございますので、御質問、御答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、まず、報告事項の建設計画に係る平成30年度事業の実施状況について、担当部局であります地域振興課から説明をお願いいたします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課、植田課長。

○植田地域振興課長 地域振興課の植田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

私以降、職員の説明につきましては、座って説明させていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、（１）報告事項の「建設計画に係る平成３０年度事業の実施状況」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元に、Ａ３サイズの資料が２種類あると存じますが、そのうち、資料１の「建設計画に係る平成３０年度事業の実施状況調書（庵治地区のみの事業）」を御覧ください。

この資料でございますが、一番左側の欄にまちづくりの基本目標といたしまして「連帯のまちづくり」から「参加のまちづくり」まで、５つの基本目標ごとに、施策の方向、施策項目、事業名、３０年度事業の実施状況を記載し、３０年度の予算現額と３０年度の決算額を対比させるとともに、令和元年度へ繰り越した事業については、その額と事業の概要を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の３０年度決算額を申し上げます。

まちづくりの基本目標の「連帯のまちづくり」では、特別保育といたしまして、地域子育て推進事業など２２７万８千円、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実といたしまして、放課後児童クラブなどの運営費６９９万４千円でございます。

「循環のまちづくり」では、庵治浄化センター管理費といたしまして、同施設の運営管理費３，１８７万円、合併処理浄化槽設置整備事業といたしまして、合併処理浄化槽設置助成１８４万円でございます。

「連携のまちづくり」では、鎌野漁港高潮対策事業といたしまして、陸こう製作据付７４６万７千円、庵治港津波・高潮関連整備事業といたしまして、^{きょうへき}胸壁工事及び^{ものあげば}物揚場舗装工事等で３，６７９万５千円、消防車両の整備といたしまして、庵治分団２部の消防ポンプ自動車購入費１，２７４万２千円、幼稚園・小・中学校施設の整備といたしまして、庵治中学校トイレ改修設計業務委託及び庵治小学校プールろ過機改修工事８９２万６千円でございます。

裏面を御覧ください。

「交流のまちづくり」では、純愛の聖地庵治・観光交流館の運営及び施設修繕費といたしまして５２７万２千円、漁港の整備といたしまして、江の浜漁港の護岸工事及び庵治漁港の舗装工事２，１９４万５千円、久通港建設事業といたしまして、道路改良工事

1, 161万8千円、「ファミリーマラソンin Aji」の開催といたしまして、親子で走るファミリーマラソンへの助成費270万円、ふれあい祭り庵治の開催といたしましてふれあい祭り庵治への補助438万4千円、文化、芸術イベントなどによる交流人口の拡大に向けた振興の基盤である港湾施設の整備といたしまして、大島港建設事業799万8千円でございます。

「参加のまちづくり」では、地域審議会の開催といたしまして、24万3千円でございます。

以上、「連帯のまちづくり」から、「参加のまちづくり」までの決算額を合わせまして、総額で1億7,317万3千円を30年度において執行したものでございます。

また、右の端の令和元年度への繰越額の欄に記入のある事業につきましては、30年度内の事業の完了に向けて、鋭意、取り組んできましたが、結果として、やむを得ず年度を繰り越して事業の実施を図る事情が生じたことから、予算を令和元年度に繰り越したものでございまして、その総額は7,242万1千円でございます。

以上で、平成30年度事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、建設計画に係る平成30年度事業の実施状況について、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

ございませんか。

特に無いようでございますので、(1)報告事項の建設計画に係る平成30年度事業の実施状況については、以上で終わります。

(2) 協議事項

ア 建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について

続きまして、(2)協議事項の建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針につきまして、まず、地域振興課から概要説明をお願いし、その後順次、担当課から説明をお願いします。

それでは、地域振興課、お願いします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課植田課長。

○植田地域振興課長 地域振興課の植田でございます。

それでは、協議事項の建設計画に係る令和２（２０２０）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について、御説明させていただきます。

お手元の資料２を御覧ください。

この対応調書につきましては、６月１９日に御提出いただきました「建設計画に係る令和２（２０２０）年度の実施事業に関する意見」に対する対応方針を整理したものでございます。

項目順に、それぞれ所管をしております担当課から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） それでは、ただいま説明のありました「建設計画に係る令和２（２０２０）年度の実施事業に関する意見」に対する対応方針につきまして項目番号順に各課から説明を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

保健センター、お願いします。

○鈴木保健センター長 議長。

○議長（高砂会長） 保健センター。

○鈴木保健センター長 保健センター、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号１、不妊治療支援事業の具体的内容についてでございますが、現時点での不妊治療支援事業の助成対象となる治療は、体外受精や顕微授精といった、いわゆる特定不妊治療及び特定不妊治療の一環としての男性不妊治療となっております。

助成対象者、助成要件、助成額及び助成回数、必要書類等、助成制度の詳細につきましては、お手元にお配りしております別紙の資料にて御説明いたします。

別紙資料、高松市特定不妊治療費助成事業についての１ページをご覧ください。

まず、対象者ですが、高松市内に住所を有し、特定不妊治療及び特定不妊治療の一環としての男性不妊治療を受けた法律上の夫婦となっております。

次に、助成の要件ですが、その主なものとして、指定医療機関で特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたこと。申請の前年の夫婦合算の所得額が７３０万円未満であること。市税を完納していること。がございまして、これらを全て満たしていることが必要でございます。

なお、指定医療機関につきましては、資料 2 ページの香川県内の指定医療機関に記載の高松市立みんなの病院など県内に 6 か所ございます。

次に、助成額及び助成回数ですが、資料の 3 ページを御覧ください。

助成回数につきましては、治療の開始日の妻の年齢によって異なることとなっております。初めて助成を受ける際の治療開始日の年齢が 39 歳以下の方は、奥様の年齢が 43 歳になるまで通算 6 回まで助成を受けられます。同様に、初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢が 40 歳以上の方は、43 歳になるまで通算 3 回まで助成を受けられます。

なお、43 歳以上で開始した治療については、助成の対象といたしておりません。

次に、助成額ですが、資料 2 ページの最上段に記載があります治療ステージに応じた上限額が定められております。

まず、治療ステージ A の新鮮胚移植、B の凍結胚移植、D の移植のめどが立たず治療終了、E の受精できず、又は異常授精による治療終了。これに該当する場合は 15 万円まで。ただし、初回の治療に限り 30 万円まで助成することができます。

次に、残った治療ステージ C の以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施。F の卵が得られないため中止に該当する場合は 7 万 5 千円まで。また、男性不妊治療を実施した場合は 15 万円までなどとなっております。さらに、これらに加えて通算 2 回に限り、助成額に 5 万円までを加えることができることとなっております。

最後に、助成申請に必要となる書類等についてですが、資料 1 ページの下段の提出書類の欄に記載のとおりでございまして、御本人に書いていただく申請書、また医療機関に書いていただく証明書や領収書のほか、状況によりまして戸籍謄本や所得証明書等が必要となります。

助成制度の詳細については、以上でございます。

では、もとの資料 2、対応調書を御覧ください。

この不妊治療の助成の申請場所についてでございますが、ただいま御説明いたしましたように、制度の内容が大変複雑なものとなっている中、適正な事務処理を行う必要があることから、助成の申請については桜町の保健センターのみで受け付けることとなっておりますが、不妊治療全般に関する相談につきましては、香川県が設置しております不妊・不育症相談センターにおいて、電話や来所のほか、電子メールによる相談も行っておりますので、御活用いただければと存じます。

なお、本年１０月頃から、助成対象となる治療に、一般不妊治療のうちの人工授精を加えることとして、現在、準備を進めております。制度の詳細や開始時期等が決まりましたら、広報たかまつや高松市ホームページ等でお知らせしてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続いて、項目番号２、あじ竜王山公園及び庵治町御殿の高松藩主松平頼重公別荘跡の御殿井戸の観光資源としてのアピールにつきまして、観光交流課観光エリア振興室お願いします。

○渦岡観光交流課課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○渦岡観光交流課課長補佐 吉峰観光交流課観光エリア振興室長代理の観光交流課課長補佐の渦岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、観光交流課からあじ竜王山公園の観光資源としてのアピールについてお答えさせていただいた後、高松藩主松平頼重公別荘跡の御殿井戸の観光資源についてのアピールについて、文化財課からお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市では、ホームページやパンフレット、市報などにより、庵治地域における観光資源やイベントなどの情報発信を行っているところです。

また、庵治・牟礼・屋島地域の自然・歴史・文化・産業等の資源を活かした活性化方策を積極的に推進するため、本市を始め、観光関連事業者などで構成する「源平屋島地域運営協議会」の取組の一環として、竜王山公園も含めた観光PRチラシの制作・配布や、庵治地域の魅力を紹介するホームページ「aji.photos」の発信等を行っております。

今後とも、御質問の趣旨も踏まえて、観光客誘致の観点から竜王山公園の魅力を効果的に発信できるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（高砂会長） 文化財課お願いします。

○次田文化財課長 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○次田文化財課長 文化財課の次田でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号2のうち、庵治町御殿の高松藩主松平頼重公の別荘跡の井戸についてでございます。

御殿井戸につきましては、初代藩主松平頼重公の別荘跡を含めまして、庵治地区の歴史や文化を知っていただくために、現地見学会などの文化財学習等を通じてその周知に努めてまいりたいと存じます。

いずれにしましても、観光交流課と連携しながら、こういった文化財の活用につきましても進めてまいりたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございました。

続きまして、項目番号3の防犯、防災カメラの設置につきまして、まず、くらし安全安心課お願いします。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課の栗塚でございます。

項目番号3 防犯、防災カメラの設置についてのうち、くらし安全安心課からは、防犯カメラの部分について御説明いたします。

防犯カメラは、犯罪の抑止効果が高く、子どもや女性だけでなく、全ての地域住民の安全安心を守るため重要なものであると存じます。

平成21年当時、香川県警察が、県内に防犯カメラの設置を進める事業を推進し、香川県警察、地区コミュニティ協議会、本市の三者で覚書を交わし、それぞれが役割を分担し、現在、防犯カメラ付き緊急警報装置の管理・運用を行っております。

庵治地区では1基が設置されており、本市が電気料金の補助を行っている状況でございます。

本市といたしましては、現在、香川県警察が実施している「香川県警察防犯カメラ設置促進事業」を補完する形での補助事業を、今年度より実施しており、地区コミュニティ協議会及び連合自治会から申請をいただき、補助対象に該当するカメラの設置費用のうち、香川県警察が3分の2、上限20万円。高松市が3分の1、上限10万円ですので、地域の負担は、ほぼなく設置できるほか、電気料金につきましても、高松市が全額補助するという補助制度を実施しているところでございますので、本制度の活用を御検討いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（高砂会長） 河港課長お願いします。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課長。

○三宅河港課長 河港課の三宅でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号３の後段部分になりますが、危機管理課と併せて説明させていただきます。

防災カメラにつきましては、本市が「ケーブルメディア四国」と協力し、消防団の庵治分団第２部王の下屯所に、インターネット経由で見ることができるＷｅｂカメラを設置して庵治漁港の潮位の様子を監視できるようにしております。

また、本市では、平成２９年度からスマートシティ推進事業として、防災分野でのＩＣＴの利活用を進めており、庵治漁港の潮位をリアルタイムで確認できる潮位計の設置が完了し、今年度春からは、本市ホームページの「オープンデータサイト」において、現在の潮位の状況が確認できるようにしております。

また、今年度、庵治漁港において水防本部にて確認のできる潮位観測用Ｗｅｂカメラも設置したところでございます。

これらＩＣＴの利活用を含め、本市の防災力の向上に、今後とも継続して努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。

続きまして、項目番号４の地域共生社会構築事業について健康福祉総務課地域共生社会推進室をお願いします。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 福祉総務課地域共生社会推進室。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

項目は、地域共生社会構築事業についてです。

対応方針としましては、平成３０年４月施行の改正社会福祉法に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、障がい者や高齢者、子どもなど、一人ひとりが社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、３０年８月から高松市社会福祉協議会に委託し、

勝賀総合センターエリア及び香南地区の2か所におきまして、「まるごと福祉相談員」を2名配置しました。

この事業を開始したことにより、これまでどこの支援機関にもつながっていなかった課題を抱えた対象者をアウトリーチにより掘り起こし、適正な関係機関につなげたほか、まるごと福祉相談員が、子育て支援拠点、障がい者基幹相談支援センターなど、様々な支援機関と連携し、ネットワークを構築できたことで、相談員自らが包括的な支援を総合的にコーディネートできる体制を整えることができました。

また、地域共生社会の重要性に鑑み、複合的な課題に対応するため、総合センター等に子育て世代包括支援センターと地域包括支援センターを併設し、総合的な相談支援体制の充実を図ることとし、早期発見・早期対応により、一人でも多くの方々の問題解決に向けて包括的な支援体制の整備に向けて取り組んでいくこととしております。

目標値の設定につきましては、複合的な課題を抱える個人や世帯が増加し、様々な分野の支援機関が連携した包括的な支援が必要とされ、また、複合的な課題を抱える世帯等が地域で潜在化している状況もみられることから、まるごと福祉相談員が積極的に対象者の居る場所に出向いて働き掛けるアウトリーチを行うことで、早期に課題解決に向け取り組むことが重要と考えており、アウトリーチ件数を目標項目としています。

平成30年度モデル事業実績から、1地区1か月当たりの訪問箇所を参考に、1地区1年間で、延べ110か所とし、まるごと福祉相談員の人数を勘案して目標設定しています。

以上でございます。

○議長（高砂会長）　ありがとうございました。

続きまして、項目番号5の立地適正化計画区域外におけるまちづくりの具体的な考え方につきまして、都市計画課お願いします。

○坂東都市整備局次長　議長。

○議長（高砂会長）　都市計画課。

○坂東都市整備局次長　都市計画課の坂東でございます。よろしくお願いいたします。

立地適正化計画区域外におけるまちづくりの具体的な考え方についてでございます。

本市では、昨年平成30年3月に「高松市立地適正化計画」を策定しております。

考え方といたしましては、将来にわたり都市の活力を維持するとともに、ある程度の拠点に医療・福祉・商業等の都市機能を確保して集約拠点への居住誘導など、公共交通と

連携した集約型のまちづくりに取り組んでいるところで、こういうところを立地適正化計画の基本的な考え方としています。

そういった立地適正化計画に基づく都市構造の集約化は、全ての市民を居住誘導区域へ誘導するものではございません。

居住誘導区域外においても、各集約拠点等の都市機能の利便性を享受でき、公共交通網など生活に必要な基盤を維持することで、自然と調和した、豊かさを感じられる暮らしやすいまちづくりを目指すということを考えております。

また、居住誘導区域外においては、住環境の維持・保全に向けて、^{いっすい}洪水の対応や^{きょうあい}狭隘な生活道路の改善など、それぞれの地域の実情に即した施策・事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長） ありがとうございました。

最後に、項目番号6の高松市コミュニティバス等導入支援事業につきまして、交通政策課よろしく申し上げます。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課課長補佐 交通政策課の伊賀でございます。

高松市コミュニティバス等導入支援事業につきまして説明させていただきます。

公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通については、地域の実情に応じたサービスを地域と行政が、一体となって考えていく必要があるほか、地域住民の皆様が積極的に関わるにより利用促進を行っていくことが、持続的なサービス提供を考える上では重要であると考えているところでございます。

このようなことから、本市では、平成26年度に創設した「コミュニティバス等導入検討支援補助制度」の活用を働き掛けてまいりましたが、路線の開設には至っておらず、御意見にありますとおり、庵治町においても28年から29年度にかけまして検討していただいたところでございますが、本格運行に至っていない状況でございます。

このため、本格運行に向けての需要調査として、2か年度の試験運行制度、試験運行期間を設けまして、その運行によって生じた欠損額を補てんするなどの新たな「試験運行補助制度」を創設したところでございます。

具体的には、一定の収支率が見込める地域におきまして、運行ルートやダイヤの設定を始め、本格運行に向けてトライする地域の実現可能性を確認するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高砂会長）　ありがとうございました。

「建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見」につきまして対応方針を含め、一通り御説明をいただきました。

それでは、それぞれの項目順に、御意見、御質問を賜りたいと思います。

まず、項目番号1番の不妊治療支援事業の具体的内容につきまして御質問、御意見がございましたらどうぞ。

○上村委員　議長。

○議長（高砂会長）　上村委員。

○上村委員　上村です。

先ほど説明の助成金は、支払いするときに、支払い金額から助成金を差し引いて支払うことになるのか、最初に立替払いになるのかお伺いしたいと思います。

○鈴木保健センター長　議長。

○議長（高砂会長）　保健センター。

○鈴木保健センター長　保健センター、鈴木でございます。

助成金につきましては、一旦、御本人に支払っていただき、領収書をこちらの方に申請書と共に持参していただいた後、御本人にお返しするという方法になっております。

立替払いとなっております。

○上村委員　議長。

○議長（高砂会長）　上村委員。

○上村委員　その立替払いですが、不妊治療は高額なので、これから先、差額分だけの支払いで済むようになれば、治療する人にとっては非常にありがたいことだと思うのでお願いしたいのと、女性側の制度はこれからお考えいただけるとお話しいただいたのですが、子宮の卵管造影が、一番初期段階の治療になると思いますが、保険適用はないですね。

○鈴木保健センター長　議長。

○議長（高砂会長）　保健センター。

○鈴木保健センター長　保健センター鈴木でございます。

まず、最初の制度につきましては、他都市の状況とか関係の医療機関の受付の方との調整も必要になりますので、今後の課題と受け止めさせていただきたいと思います。

二つ目の子宮卵管造影につきましては、保険適用となっております。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 保険適用分ですか。それでも、結構1万円くらいの治療費を払ったということを知ったものですから、女性にも治療助成をしてあげたら不妊治療がすごく助かるのではないかと思います。

まず、その段階から不妊治療が始まっていると思うので、せめて半額でも助成してもらったら、もっと沢山の人がその検査を受けることができるのではないかと感じたので意見を述べさせていただきました。

○鈴木保健センター長 議長。

○議長（高砂会長） 保健センター。

○鈴木保健センター長 保健センター、鈴木でございます。

御意見ありがとうございます。先ほど御説明した中で、10月から一般不妊治療の中の人工授精のところは助成していきたいと準備を進めております。

今、御意見のあった保険適用の部分は、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（高砂会長） 上村委員よろしいですか。

○上村委員 はい。

○議長（高砂会長） 他に、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

ございませんか。

無いようでございますので、次に、項目番号2番のあじ竜王公園及び庵治町御殿の高松藩主松平頼重公別荘跡の御殿井戸の観光資源としてのアピールにつきまして御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

文化財学習等を通じて、井戸とか観光について、広く知らせていきたいということですが、具体的な進め方とか、年に何回くらいそういったものを企画しようとしているのか現在、分かっているのであればお聞きしたいと思います。

○次田文化財課長 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○次田文化財課長 文化財課、次田です。

文化財課では、毎年、地域を巡る「ふるさと探訪」を開催しておりまして、庵治町であつたり、牟礼町であつたり、高松町であつたり、木太町であつたり、各地域に眠っている貴重な文化財であるとか、既に指定されております文化財のようなものを巡っております。

庵治町につきましては、平成２８年度に庵治町のお寺や神社を巡る学習会を開催しております。

昨年度は、牟礼町でも開催しました。何年かに一回にはなりますけども、市民の方に広報等で周知した上で、文化財を巡るツアーをやっておりますので、今後とも計画的に開催してまいりたいと思います。

なお、この「ふるさと探訪」という見学会は、年１０回開催しております。毎年開催というのは、市内も広いことですから、何年かに一回は、丁寧に開催してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

関連してですが、なるべく広報などで分かりやすく目に留まりやすいような案内をしてもらいたいと思います。

○次田文化財課長 議長。

○議長（高砂会長） 文化財課。

○次田文化財課長 文化財課、次田です。

分かりました。広報とホームページ等ではやっておりますけども、保存協会とか文化財の関係の団体を通じて、丁寧に広報をしてまいりたいと思います。

どうも、ありがとうございます。

○議長（高砂会長） 森岡委員よろしいですか。

○森岡委員 はい。

○議長（高砂会長） 他に、この件につきまして何かございますか。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 あじ竜王山公園の観光パンフ等について、積極的にチラシ制作、配布ということを書かれています。

予算の関係もあろうと思いますが、部数が少ない場合、アピールが少ないように思います。以前も写真館が移転した後のパンフレットが著作権等の関係で十分できなかったこともあるので、何処に何部数置きますというような広報も併せてしていただいたらありがたいです。

○渦岡観光交流課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 観光交流課。

○渦岡観光交流課長補佐 観光交流課、渦岡です。

御指摘のとおり、予算の制限等もございますので、その範囲で精一杯できる限りのことをやっていきたいと思ひますし、パンフレットですと、どうしても配布できる場所も限られてくることから、併せて市のホームページを通じた広報や源平屋島地域運営協議会でも広報部会を立ち上げるなど、より効果的な広報について検討を重ねてまいりたいと思ひますので、御意見をいただけたらと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（高砂会長） 打越委員よろしいですか。

○打越委員 はい。

○議長（高砂会長） 他にございせんか。

無いようでございますので、続いて項目番号3の防犯、防災カメラの設置について、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 防犯カメラについては、目的が非常にはっきりしておりますし、設置しているだけで、抑止力等効果があると思ひます。

庵治地区については、半島になっていますので、割と設置する場所は、それほど広範囲でなくても、大体の車の動きとかは捉えやすいと思いますが、現状は1台しか付いていないということは、設置した後の経費とかが足かせになっているのかと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課、栗塚です。

防犯カメラですが、説明にもありましたように、平成21年当時、香川県警察が主となりまして各高松地域内に防犯カメラを設置した状況でございます。

その時に、庵治地域につきましては、現在、Yショップ様の前の信号機のところに1基設置するという覚書を県警察と庵治地区が交わして設置したものです。

先ほども申しましたとおり、今年度、高松市が補助制度を実施しておりますので、今後、地域でどのような場所に必要か、例えば子供が多く通る通学路とか、交通事情で大変危険な場所とかを御検討いただいて、是非、補助制度を御活用いただき、防犯カメラの設置を推進していただきたけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（高砂会長） 他にこの件につきまして。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

補助金のことで質問ですが、コミュニティセンターで、防犯カメラの補助金が出るので、是非、設置していこうということになったのですが、予算的に合せて30万円ということは、毎年1基ずつ申請しなければいけないなあという話になったのですが、これは庵治地区が毎年1基ずつ続けて申請しても補助金が出るのでしょうか。

また、この補助金制度は何年までとか区切りがあるのでしょうか。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課、栗塚です。

この補助制度ですが、先ほど説明にもございましたとおり、庵治地区でしたらコミュニティ協議会と連合自治会の両方から申請することが可能でございます。

ですので、上限額 30 万、30 万で、60 万円まで設置することが可能です。

カメラは、設置場所によりましたら、カメラ 10 万円程度からポールとかを立てれば 30 万円とか、結構高額になる場合もございます。

今年度につきましては、1 基とは限らず、10 万円程度でしたら 3 基くらいまで付けられて、連合自治会と併せると 6 基まで付けられるということも考えていただいて、設置場所とかも勘案いただければ、できるだけ多くの防犯カメラの設置が可能であると思いますので、御検討いただけたらと思います。

次に、この補助制度がいつまで続くかというお話ですが、今のところは、5 か年は続けていこうと考えております。防犯カメラですので、地域にとっては犯罪の抑止力にはなるとしますので、是非、続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高砂会長） 増田委員、よろしいですか。

○増田委員 はい。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

無いうでございしますので、私から防犯カメラについて一件、お聞きしたいと思うのですが、県の補助要綱などを見ていると、設置場所については、不特定多数の方が利用される公共の場所が対象であると書かれているのですが、その設置場所について「こういう場所についてはだめですよ。」とか、具体的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課、栗塚です。

議長がおっしゃられたように、公共の場所ということで、例えばマンションで特定の方しか通らないところしか写さない防犯カメラというものにつきましては、県警察のガイドラインに抵触いたしますので、設置はだめということになっております。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。

無いうでしたら、私の方からもう一点、防災カメラの件でお聞きします。

先ほどの対応方針の中でも、汐入川の河口に防災カメラが設置されていますが、それはリアルタイムで潮位等が測定できると思うのですが、一般の方がそれを具体的に利用するような方法はありますか。

○三宅河港課長 議長。

○議長（高砂会長） 河港課。

○三宅河港課長 河港課、三宅です。

潮位の観測用のセンサーと、その同じ場所を撮影するカメラがともに設置されています。

このうち、潮位を観測したデータにつきましては、ホームページの中でオープンにしております。後ほど、どの場所に見に行けばあるかはお知らせすることはできますが、カメラの映像のデータの方ですが、映像につきましては、現状としては水防本部の中で潮位の観測状況を映像とともにダブルで確認できるというシステムを採っております。

現在、その映像データについては、公開できないということになっております。

10分おきに静止画像を記録していくようになっておりますが、そこは一般の場所ですので、個人の方が映るという可能性があり、プライバシーの問題から一般に公表するのには適さないという判断になりまして、申し訳ありませんが映像データにつきましては公表いたしておりません。

以上でございます。

○議長（高砂会長） はい、分かりました。

この件につきまして、他にございますか。

無いようでございますので、次に、項目番号4の地域共生社会構築事業につきまして御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員。

奥です。よろしくお願いします。

地域審議会は、後、残り一年ということで、非常に手厳しいことを申し上げます。

案件4番の内容ですが、地域共生社会の実現に向けて、先ほど鈴木室長補佐からその方針は述べられましたが、安心してその人らしい生活が送れることができるために、総合センターと市社協が取組み、まるごと福祉相談員の配置が1地区年間110か所を目標にということなのですが、そこで110か所の1か所の捉え方、地域の現在の実態、そして今後の要望、三つまとめて意見を述べさせていただきます。

まず、1点目の1か所の捉え方は、継続内容を1件として件数を数えるのか、訪問の都度1か所になるのか最後に回答をお願いします。

例えば、庵治町には自治会が５８あります。１地区年間延べ１１０か所という内容で各自治会に割り当てると、年間で２か所弱と理解してよろしいのでしょうか。

だとしたら、今後、庵治町が改正社会福祉法に基づいた地域共生社会の、安心してその人らしい生活が本当にできるのかと不安に思います。

次に、２点目として、地域の実態を申し上げます。

現在、私は民生児童委員を３期、９年目をやっています。

事例を少し申し上げますと、親族を探し出して解決に導くのに苦慮するケースも数多くあります。

守秘義務も伴い、１件について一番多かったケースでは５０回相当の訪問や、公的機関等の連絡、そして包括の職員ともどもに様々な方法で探し出しながらやっと取り組んでいただける親族を見つけるために数か月を要しました。

その間、近隣世帯、その訪問先の４、５軒の近所の対応ですが、事故等の被害が起きないように公的機関に夜間の巡回等、あらゆる手配と連絡が伴った例も、現実がありました。４、５か月間ずっとそれに付きっきりという状態でした。

これが地域の問題で、もう少し高松市として、今後、真剣に考えていただきたい内容です。

最後に、３点目は要望ですが、後、一年ということで、一部の間管理職以上の方に申しあげたい本当に手厳しい内容というのが、机上の空論にならないように、その他職員の手本となり、高松市民が信頼できる人物であって欲しいということです。

イエスマンではなくて、個人の信念を持った行政管理職等を強く求めます。

そして、本庁も含めて庵治町民の多くの苦情の声が、よく私のところに届いています。いろいろな公共の相談とか地域の訪問によって、そういう意見がどんどん出てくるのですが、顔が見えないときの職員の住民対応が非常に悪いです。

「悔しい」ということでの相談があったり、ある出先機関ですが、公的相談の同日に２件もそうした相談がありました。

例えば、庵治の保健センターが、地域から撤退したのが一つの要因となっていると思うのですが、特に電話対応が非常に悪いです。

悔し涙で、相談に来られる方もいらっしゃいます。

私も数回経験して、出向で来ている人か職員か、最終的にその人が誰であったか確認はしましたが、電話対応が非常に悪いという経験も２回ほどしています。

電話対応の場合にも、役所の窓口の対応と同じように、時間をかけてすべての方に理解が得られるよう、住民に寄り添った丁寧な取り組みをしていただきたいと思います。

電話を早く切ろうと思っている職員さん方も大勢いると思いますが、施設がこの町に無くなったということで、施設があるところまで距離があり、高齢者や乳幼児を抱えていたら、なかなか行けないという事例がたくさんあります。

そういう場合に、電話で相談する際に、職員から電話が長いという印象が伝わってくるものが頻繁にあります。

高松市として、施設を撤去するのであれば、それだけの人材で対応を十分、あるいはそれ以上の対応ができるようお願いし、また、地域共生社会の実現に向けてという、安心してその人らしい生活を送ることができるためにという目標があるのであれば、地域の住民が困らない、電話で聞くのも悔しいといった体験をしないような親切、丁寧な対応を望みます。

以上です。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 福祉総務課地域共生社会推進室。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室、鈴木です。

1点目の件数につきましては、アウトリーチと言いまして、高松市社会福祉協議会に委託しております、まるごと福祉相談員さんが、現場に行って地域の方々と話し合うということで、例えば、高齢者の居場所とか、庵治地区でしたらネットワーク福祉会議がありますので、こちらから出向いた回数を計算して、モデル事業でしたので、年間110回というふうな計算をしております。

アウトリーチですので、現場に行って話をすることです。

その後、何か話をしている中で、そこのお宅は、今、問題の80、50問題、80歳の親と引きこもりの50歳の息子さんが、もしかしたらそこにおられるかもしれないという情報を得たら、まるごと福祉相談員が当室とか行政と話をしながら対応していくということなんです。

1点目の件数につきましては、訪問の件数としています。

2点目につきましては、地域の実態ということで、奥委員さんは民生委員をされているということですので、民生委員さんとこちらが地域共生社会推進室、まるごと福祉相談

員さんとは区別はあまりなくて、民生委員さんと同じようなことをさせていただいているということで、地域の方々は民生委員さんに相談したら良いのと、まるごと福祉相談員さんもあるという、窓がいっぱいあるかもしれませんが、どのところでも相談ができるような受け口を広くさせていただいているということが、この事業の一つのポイントで、地域の実情につきましては、社会福祉協議会と委託しておりますので、生活支援コーディネーター、また、まるごと福祉相談員さんと当室と、相談、協議しながら各地域の実情に沿った事業の進め方をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

3点目につきましては、当室の考え方としましては、地域共生に高松型地域共生社会という3つの柱を掲げておりまして、そのうちの1つに地域と関わりながら地域に困り事があれば行政が関わり、また今年度から室を立ち上げましたので、行政だけではなくてその地域の中の医療機関、各支援機関との連携を上手につなげていくという、地域の方が困らないような仕組み作りを考えております。

電話での対応につきましては、今後、そういったことがないように対応してまいりたいと思います。

○鈴木保健センター長 議長。

○議長（高砂会長） 保健センター。

○鈴木保健センター長 保健センター、鈴木です。

保健センターの撤退に伴って、サービスが低下したという御意見がございました。

昨年度も、この場で地域包括支援センターから回答させていただいたのですが、庵治地区の居場所づくり事業等で、地域の方がお集まりになる会を捉えて、保健師等が赴くことを考えておりまして、支援が必要なところには、当然、保健師が相談に行き、現場で対応するという仕組みを持っております。

牟礼総合センターに保健師がおりますので、そちらにお電話をいただければ現場で対応してまいります。

電話の対応が悪いというのは、保健師のことか分かりかねますが、本市の職員がそのような対応をとったということであれば、申し訳ないと考えておりますので、人事課等を含めて市役所全体の職員の資質の向上を目指して取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○奥委員 議長。

○議長（高砂会長） 奥委員。

○奥委員 奥です。

先ほどの電話対応が悪かったという件は、保健師さんのみではないです。

例えば、ケアマネの資格を持った方が対応するようなときに、高齢者に対して扱いが悪かったというケースです。

○議長（高砂会長） 奥委員、よろしいですか。

○奥委員 はい。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

この問題は、行政組織の再編の話が出たころから心配しておりました。

こんな問題が出たら、困りますよという話はしておりました。

問題が無いようにうまくやりますという答弁だったので、どうなるかと思ってみておりましたが、やっぱりそういう問題が出てきました。

もっと真剣に考えてもらわないと、住民の方は非常に困っています。

以上です。

○市民政策局佐藤参事 議長。

○議長（高砂会長） 市民政策局、佐藤参事。

○市民政策局佐藤参事 市民政策局、佐藤です。

先ほどの件でございますが、行政サービスがなかなか遠いところになったりして、庵治地区の方には大変御不便をおかけしておりますが、電話をいただいたときとか、今後も地域の皆様の要望に寄り添った対応をしていくように、さらに配慮に努めてまいりたいと思います。

市役所を挙げて、窓口職員であっても、管理職員であっても、気を引き締めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（高砂会長） はい。よろしいですか。他に。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

質問ですが、現在、まるごと福祉相談員さんが2名ということで、勝賀総合センター

エリア、香南地区の2か所ということですが、他にまるごと福祉相談員を増やす予定はあるのでしょうか。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 健康福祉総務課地域共生社会推進室。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室、鈴木です。

今年の10月から、勝賀総合センターエリアと香南地区以外に、牟礼総合センターエリア、すなわち庵治地区、牟礼地区、屋島、古高松の牟礼総合センターエリアに、まるごと福祉相談員を1人置くこととしております。

さらに、香南地区から勝賀総合センターエリア、香川地区、塩江地区とエリアを拡大して、その方は1名ですが、計3名10月から配置するようにしております。

その後につきましては、各地区の事情によりまして、今後、検討していこうと思っております。

以上です。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

提案ですが、よく庵治支所で行政相談の日とか、人権相談の日とか、二月に一度くらいあるのですが、折角まるごと福祉相談員ができたのであれば、交通手段のない人でも来れるので、是非、庵治支所で福祉相談を二か月に1回でも良いですので、福祉相談の日ということで、相談に乗っていただけたらと思います。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 健康福祉総務課地域共生社会推進室。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室、鈴木です。

貴重な御意見ありがとうございます。

今、モデル事業ですので、どういうふうにやれば市民との接し方ができるかを検討しておりまして、そうした御意見も踏まえながら、今後、参考にさせていただいて事業を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

先ほど、電話対応についての意見、回答がありました。

一般医療であっても電話で対応して仕事をするのは沢山ありますし、その時の対応によっては、医療に対するイメージが非常に左右されるということです。特に気を付けていただいて、一般の住民の方からの意見とか要望とかを受ける場合については「また電話がかかってきた。」というようなことではなく、心のこもった対応をするということが、行政と一般の方との心が離れていないということになりますので、よろしくお願いします。

それに関連してですが、まるごと福祉相談員を2名新たに置かれるということですが、窓口が対応しにくいような問題になってくると、2名の方というのはそれなりにいろいろなことを経験されたり、また知識とかアドバイスできるような内容を習得された方がなっておられるか、そのあたりはどのように人選をされていますか。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 健康福祉総務課地域共生社会推進室

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室、鈴木です。

主管課としましては、社会福祉士といった資格を持った者が対応させていただきますので、どんな話があっても対応できると思いますので、よろしくお願いいたします。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

そこに関連するこういう質問がきたので、それに対して回答はこういうふうにしたという事案の場合、他のそれに関係するような部署の職員には、参考資料というような形で情報が得られるように、特定の人や、少人数の人だけが高度な知識があるということではなく、関連の部署については、こういう対応をするのが良いのではないかと、こういう対応、返答をしてくださいというような情報については、共有をしたらよいと思います。

以上です。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 健康福祉総務課地域共生社会推進室

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室、鈴木です。

貴重な御意見ありがとうございます。

今、モデル的にやっております、今、委員さんがおっしゃられた情報連携ということにつきましては、定期的に関係部署と情報共有をさせていただいております、また、個人情報のこともございますので、そのあたりはきちんと対応しつつ、今後とも協議に入っていこうと思っております。

○議長（高砂会長） 森岡委員、よろしいですか。

この件について他にございますか。

無いようでございますので、続いて、項目番号５番の立地適正化計画区域外におけるまちづくりの具体的な考え方につきまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

立地適正化計画の区域外ということで、前の説明の時に庵治は計画区域でないという話がありまして、それで住民の方が、「それでは、庵治は住んではいけないのか。庵治は家を建てられないのか。」という話が出ました。

そのようなことになるのでは困るので、「住んでいる人はずっと住んでいればいいんですよ。」という話はしたのですが、そういうふうに受け取っているということは、やっぱり、何か問題があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○坂東都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

立地適正化計画については、ちょっと専門的な話になるのですが、これは都市計画区域を対象としているものでございます。

庵治とか塩江は、高松市の都市計画の区域外になりますので、そういう説明の誤解があったのかもしれませんが。

そういうことを避けるために、立地適正化計画の居住誘導区域外、それは高松市でも塩江、庵治もそうですし、例えば三谷とか山田とか、それは同じでございます。

それは都市計画区域にはなりませんけれども、居住誘導区域外ということで取り扱いに

についてはセーフティネットという道路の整備であったり、人が住むことに必要最小限なこととはきちんとやっていくことを、6月1日に施策パッケージということで、提示させていただいております。

ちょっと、周知が行き届いていないところがありますが、住まわれている方は、引き続き、そこできちんと住み続けていただけるようなまちづくりに取り組んでいくという方針を市が示しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

ちょっと、周知・啓発が足りていないところがあるので、そういったことはホームページとか、広報で、これからも周知してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

そういう考えがあるのであれば、居住誘導区域外という言い方は、何かおかしいと思います。そのような言い方は変えればいいと思います。

「区域外」というと、やっぱり良いようには思えません。

○坂東都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

これは立地適正化計画という枠組みの中で、居住誘導区域外、都市機能誘導、それ以外の区域という定義付けとなっておりますので、そこが居住誘導区域外だから、全然まちづくりに向き合わないということではございませんので、誤解を招かないように周知してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） 松浦副会長、よろしいですか。

この件につきまして他にございますか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

これは非常に狭いところとか、生活道路といわれる部分を言えば、庵治だけでなく、高松市内においても、対象区域というのはすごく多いと思います。

文書を読んでみますと、それぞれ地域の実情に即したということですが、文書で読めばそのとおりだなと思いますが、なかなか文書に書いてしまうと「これは本当にできるのですか。今年度はどれくらい、来年度はどれくらい、どこをどれくらい。」というところまで追及されたら、答えられないだろうと思います。

難しい面もあろうかとは思いますが、そういうことも知っておいた上で、特にその中でも優先順位をつけて取り組んでいっているという考えとか、文書だけではなく、今年度はここをやりましたということであれば、実効性があると思われます。

どうも、うまくかわされたような気がします。

以上です。

○坂東都市整備局次長 議長

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

道路と一口に申しまして、行政が主体的にやっていく太い幹線といわれる道路と、ここに書いております生活道路というのは、地域の皆様の地域に密着した道路ということでございます。

それらについて、行政が主体的にどんどん事業がやっていけるような右肩上がりの時代ではございませんので、そこに次々にお金をかけていくことは難しい状況でございます。

ここに書いております生活道路は、地域の皆様の御協力をいただいて、例えば用地の提供をするので、車の行き違いができるようにして欲しいとか、請願的な意味合いも含まれております。

そういうところの声を聴かせていただいて、地域の皆様の御協力をいただきながら、予算の範囲内で、できるだけのことをやっていこうという考えでございます。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（高砂会長） よろしいですか。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。

この狭い庵治地区にも、新築の家が建っております。その新築の家が建ったところが、夜になったら全く防犯灯がない地区がありまして、夜になれば、本当に真っ暗です。

ただ今、必要最小限、住みよいようにするための事業はしていただけるという御意見を

聞いて御質問させていただいているのですが、そういう場所の防犯灯の設置はしていただけるのでしょうか。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課、栗塚です。

防犯灯に関しましては、くらし安全安心課が主管になりますので、御説明させていただきます。

防犯灯は、現在、各地域の単位自治会の持ち物でございまして、地域で防犯灯を設置したいとなりますと、地区の連合自治会を経由して連合自治会に申請がいくようになっております。

設置につきましては、高松市の補助を利用して設置するという形になっておりますのでまずは、その地域の単位自治会に防犯灯が必要な場合は、地域の連合自治会に申請していただいて、そこから経由して市に申請が出てくることになりますので、もし、必要なところがあるようでしたら、そういった形で申請をいただけたらと思います。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。

その時に、自治会の自己負担は発生するのでしょうか。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） くらし安全安心課。

○栗塚くらし安全安心課長補佐 くらし安全安心課、栗塚です。

基本的に、設置費用と電気料金につきましては、高松市が負担しております。

○議長（高砂委員） 上村委員、よろしいですか。

○上村委員 分かりました。ありがとうございました。

○議長（高砂委員） 他に、この件についてございますか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

先ほどの、居住誘導区域外の話ですが、合併前、庵治町は、6,600人くらいの人口でした。

合併の後、10年経って、今5,050人で、もう5,000人を切ろうかという、本
当に減少率が激しい地域になってきました。というのも、若い方がどんどん出て行って、
帰りたくても、ここになかなか家を建てられる場所がない。マンションもなく、アパート
もなく住みづらい。住みたいけれども住みづらいという現象が起こっています。

また、こういう言葉だからでしょうが、「指定区域外」になると、不動産関係もなかなか
入ってきてくれないです。何か、不便な地域みたいな印象を持たれてしまって、すごく
売りづらいということがあるそうです。

もう少し、「外」というのではなく、「開発地域」というような言い方はできないもの
なのでしょうか。

庵治は、通勤するにしても、東郵便局の前の道を広げる工事もできているので、市内ま
で20分くらいです。ですから、決して不便なところではないわけです。

今後、もう少し、「宅地的にいい所ですよ」という言い方はできないものなのでしょうか。

○坂東都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

庵治地区は、都市計画区域外で家が建てられないとか、そういった制限がある地域では
全くございません。私どもも、「庵治に家を建ててはいけませんよ。」とか誘導してい
るわけでもありません。

これから将来のことを考えますと、道路の沿道には、公共交通が通っています。そうい
った沿道に、例えば、家が建つとか、福祉施設とか、店舗とかが集積することが町にとっ
てもいい話でありますし、支所を中心とした拠点とか、そうした幹線の沿道に、そういう
機能、住宅も含めて持って行くという考え方は、私どもも推進しており、最近、コンパク
トプラスネットワークという言い方もされております。

そういう考え方を、市の方でももう少し分かりやすく住民の皆様に周知して、そういう
まちづくりに長い時間をかけていくように、薄く広くということでは、住んでいる方も商
売をされている方も、共倒れのような形になりますので、これから人口が減っていくとい
う前提で、まちづくりを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（高砂会長） 増田委員、よろしいですか。

○増田委員 はい、分かりました。

ただ、市内で言いますと、多肥の方なんかは、どんどん家が建って、生徒数も増えている、そういう地域があるわけです。あそこは、田んぼが沢山あって、昔からどんどん宅地化して行って、家が建っているわけです。

庵治も、そういうベッドタウン的な取り組みを市のほうで念頭に置いて考えていただけたら、庵治も休耕田もいっぱいありますし、家を建てようと思えば十分建てられる地域なので、何かそういう施策も頭に置いて取り組んでいただけたらなあと思います。

以上です。

○坂東都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

ちょっと参考ですが、今、高松市で人口が増えている地域というのは、やはり、公共交通がある沿線で人口が増えております。

琴電の琴平線とか長尾線とか、日常生活において利便性があるところです。店舗とかだと皆さんは車で行かれるので、離れていても少々大丈夫なのですが、通勤通学になってくると日常のことなので、やっぱり将来のことを考えると、公共交通のあるところに皆さんが住居を構えているという傾向は明らかになっておりますので、そういう観点から庵治地区のまちづくりも考えていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高砂会長） はい。よろしいですか。他に。

○梶河委員 議長。

○議長（高砂会長） 梶河委員。

○梶河委員 梶河です。

先ほど、生徒数の話がありましたが、庵治小学校も中学校も、生徒数が少なくなって1クラスずつになって、もう中学校では部活ができない状態です。

一方で、山田とか桜町とかは、人数が多くてそちらも部活が成り立たない。チームだったら試合に出られないというのばかりです。そういう話をよく聞きます。

そういう話をしたときには、小さいところが大きいところにくっついていけば良いではないかという話がよく出るのですが、私は、そうではなくて、高松市が循環バス等を出してもらって、庵治の中学校や小学校に来たい子を集めて連れてきてくれれば、庵治の中学校も小学校も、教室とかいくらでも空いていますので、そういう使い方もあるのかなとい

う気がしています。

新しい中学校、小学校も一杯なので、また校舎を建てます、増やしますというやり方もそれが普通なのかもしれませんが、ゆくゆくは生徒数が減っていったって、また負の遺産になるのであれば、今、使っていない校舎がたくさんある郊外の学校に、バスで街中の子で、郊外に行きたい子がいれば運ぶという考え方もあるのかなと思います。

すぐにできるわけではありませんが、それしかないということではなく、選択肢としてそういう考えもありますということで広めていただければと思います。

コンパクトシティというのも分かるのですが、どうしてもここにずっと住み続けている人がそっちに寄って行くというのは、なかなか簡単に動かないと思いますので。

市の中心に沢山いる人も、市の周りで生活までとはいかなくとも、学校教育が受けられるということもどうなのかと思います。

○議長（高砂会長） 何かお答えいますか。いいですか。

では、私の方から申しあげておきたいのですが、今日、示されている対応方針と、私たち意見を出す側の思い、この対応方針、また今日の委員さんとのやり取りをお聞きしていると、非常に大きな齟齬^{そご}があります。

私たちは、意見として書いているように、計画区域外を、今後どういうふうにしてやっていくのか、その具体的な内容を示して欲しいと書いています。

一方、対応方針はごく一般的な、ありきたりなことが書かれています。ここに書いているようなことは、敢えてこの地域審議会で取り上げなくても、この立地適正化計画の冊子をめくれば、いくらでも書かれています。

この対応方針の中に、水が溢れ出るような対応をいたしますと書いているじゃないですか。

それであれば、具体的に何をどうしようとか、そういう内容が、今日あってしかるべきです。

それは一切ない。一般的な対応方針しか示されていません。

ですから、私は、この対応方針は、「はい、分かりました。」というわけにはまいりません。

そのあたり、どういうふうを考えていますか。

○坂東都市整備局次長 議長。

○議長（高砂会長） 都市計画課。

○坂東都市整備局次長 都市計画課、坂東です。

今、会長がおっしゃられたことは、真摯に受け止めたいと思います。具体的な施策が入っていないということは、甘んじて受けなければいけないと思います。

いっすい
いっすい
洪水対策を例に出しますと、関係課も来ておりますけども、今、そういう洪水が起こっているのは、住宅の住環境の悪化とか、いろんなところで水が吹いたり、出水が起こったりとか、そういうことにもこれから目を向けて、これからどういうことをしていけばいいかということを、庁内でプロジェクトチームを作って検討しているところでございます。

そういったことも含めて、先ほどのきょうあい
の道路も含めて、いわゆるセーフティネット的なまちづくりについては、全市的な対応として、私どもも向き合うという方針を、この6月に出させていただいたところでございます。

具体的な整備については、地域の方々とコミュニケーションを取りながら、必要な予算の範囲内になりますけれども、対応をしてまいりたいと存じます。

御理解いただきたいと存じます。

○議長（高砂会長） 最後に付け加えさせていただきますが、今のお答えの中でのプロジェクトチームを結成して、今後、いろいろな意見を集約していきたいということです。

これは、高松市のホームページに書かれていることです。ここにこういうふうに書かれています。「立地適正化計画に係る実施事業と合せて登載し、一体に取り組むこととします。」

こういうふうに書かれています。

「それがどうしたんだ。」と言われるかもしれませんが、しかし、私たちは、こういうことを抛り所にして、町のことを考えていきたい。これからは。是非、よろしくお願いしたい。

他に、この件についてございますか。

無いようですので、最後に項目番号6、高松市コミュニティバス等導入支援事業につきまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

少子高齢化が進んでいる中で、特に庵治地区については、高齢化率が非常に高いという

ことが現実問題になっています。

皆さん高齢になってくると、運動神経がやっぱり落ちてくるということで、多分ある程度の年齢の方は、免許を返そうかなという気持ちを持っている人も多いと思います。

しかしながら、免許を返納したら、毎日の生活において、家族とかに若い人がいれば移動に困ることはありませんが、買い物とか通院とかに、バス停までどうやって行くかとか、タクシーを呼ぶ必要が生じるなどの不便が生じます。

免許返納者があまり多くないという現状を捉えて、「免許を返納した人が少ないではないか。自分で車を使って買い物とか通院ができるじゃないか。」というふうに市が捉えると、本当の地域の実情をあまり掴んでいないというような気がします。

今は、コミュニティバスがなくても、危ない思いをしながら車を使っていますが、10年とか15年経てば、当然、今よりもっとコミュニティバスの必要性が高まってくるということが言えます。

ですから、そういう将来の必要性を踏まえた、コミュニティバスの運行を、ある程度テスト的に補助がもらえるようにやっていきながらも、なかなか本格運行になるには高額のコストが掛かるので、地元も負担しなければなりません。利用者の負担も多くなります。

事業所等が多くなれば、寄付等が期待できるかも知れませんが、あいにくそれほど大企業はありません。ということは、費用は利用者も含めた地元が負担しなければなりません。

あるいは、市のまちづくり交付金とかを使うことになるのかどうか分かりませんが。

そういったことを考えてやっていかないと、テスト的に今期やりました、来期もやりますと言っても、答えはそれほど改善されないのではないかと思います。

そのあたり、どういうふうに捉えておられるかお聞きしたいと思います。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 交通政策課、伊賀です。

免許返納がすごく叫ばれている状況の中で、我々もコミュニティバスという選択肢だけではなくて、市民の移動というものを需要に応じたサービスとして考えています。

例えば、100人しか住んでいない集落と10,000人住んでいる集落で、同じサービスというのは、まずあり得ないということがあります。

それから、公共交通というのは車と違って、自分が合わせていかなければならない乗り

物です。それに対する意識のギャップというものが相当あります。

要は、今まで車を持っていた方が、免許を返すに当たって、車と同じようなサービス水準を求める方が世の中には多い。それも大きな課題であると感じておりまして、我々が最初にしているのは、ふれあいトークという形で、いろいろな地域に入っていっています。

今抱えている課題を細かく説明させていただいた上で、例えばバスを走らそうと思うと、年間どれくらいかかるのかとか。ジャンボタクシーだとこれくらいかかるのかとか。

ジャンボタクシーにしても、別に、毎日走らなければ、例えばジャンボタクシー10人乗りでいうと、平日だけ運行して1年間通年通して走ると、だいたい500万円くらいかかりますが、毎日走らさなくとも1日でいいと。そこにみんながその曜日に乗り合わせていこうとか、週2日でも。となると200万円までになります。

それが、多分、身の丈に合ったサービスになるのだと思います。

それを理解してもらうためには、公共交通というものが、どういう乗り物かということとをかなり説明しなければなりません。その作業を今、かなりやっています。

実際、庵治で社会実験に至るまでも、高砂会長のもと、何回かお話をさせていただきましたし、他の地域でもそういう話はしています。

乗り物を行政が走らせたり、事業者が走らせると、皆さん乗らないです。

したがって、地域の方がどのように考えれば、どう走らせれば、地域の方が乗るかということを考えてもらえる地域を掘り起こす作業をずっと行っています。

その中で、庵治町もトライはしていただいたのですが、なかなか本格稼働には至らなかった。それには、制度の課題があるということで、今年度、その制度をかなり緩和しています。

緩和する過程に至っては、今、動いているのが檀紙地区で、かなり地域で需要を掘り起こしてやっていこうということを、汗をかいてやっていただいています。そういう地域については、力強く支援していこうと思います。

他の地域で、檀紙ほど人はいないけれど、交通弱者がいるという地域については、先ほど申しあげましたように、毎日走らなくても、1週間に1日でもいいから病院に行くための交通手段をみんなで支えようということを考えていただける地域については、年間100万円の運行経費で済みます。

私どもが求めるのは、収支率でだいたい2割程度です。

ですから、100万円だと、20万円運賃収入があればいいわけです。それを満たせ

てさえいただければ、残りは補助金を出します。ただ、2割の運賃収入はちゃんと守って欲しいということです。

やはり、税金を投入するからには、利用者がいないと税金を投入する価値がどうしても無くなってしまうので、そこは一定量の需要を確保してほしいということで、今、ふれあいトークという形でいろいろなところに説明に参っております。

是非、庵治の中で1回トライをして、うまく本格運行までには至らなかったですが、今の新制度と含めて高松市が考える交通の支援の在り方というものを聞いていただけるのであれば、来て説明をいたします。そういうことを御利用いただけたらと思います。

以上です。

○議長（高砂会長） 森岡委員、いいですか。

○森岡委員 森岡です。

前回、庵治地区で、試験運行をやった内容から、現在、それを少し改良したということですが、具体的にどういったことをどのように改良したかということがありますか。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 伊賀です。

庵治で試験運行をしたときは、2年間運行を考えていただける地域に、1年50万円ずつで100万円出しますという補助制度を活用してもらって、その50万円の中で社会実験をしました。しかしながら、運行経費が1日当たり何万円かは掛かりますので、何十日も社会実験はできません。

ただ、公共交通の場合は、ある程度の期間走らせないと、需要というのはわかりません。

私どもは、だいたい1年半、すなわち2年度にわたって、1年半のスパンの中で、社会実験をしていただいて、需要を掘り起こしていただきます。

ただし、社会実験に取り組む前には、「これだけ地域として需要があります。こういうように需要を支えていきます。」ということを事業計画書の中に入れていただいて、途中でチェックポイントを何か所か設けています。

それで、例えば、運行経費に対して、18%とか19%の運賃収入がなければ、途中で打切りです。

ただ、実証実験期間中は、「欠損額はまるまる見ます。収支率が悪ければ、本格運行

には至りませんよ。」という制度にしていますので、そこに向けて地域として、どういうサービスが必要なのかということを考えていただける地域に対して、社会実験をやっています。

今、まさにやろうとしているのが、檀紙地区であるということです。

以上です。

○議長（高砂会長） 森岡委員、いいですか。

○森岡委員 森岡です。

どうしても地区の住民の方は、市などがやってくれるのではないかという、他力本願的な考えを持っている方がおられます。私もその一人だと思うのですが、本当に一生懸命にやろうというのであれば、それなりに引っ張っていく人が、市の指導を受けながらでないと、住民の組織が中心になってやっていくというのは、なかなか難しいと思います。前回の社会実験の結果でもそうですが。

今度やるのであれば、そのあたりのバックアップ体制をきちんとやっていかないと、市にしてもつまずくのではないかと思います。

まあ、見させてもらいます。ありがとうございました。

○議長（高砂会長） よろしいですか。

この件につきまして、先ほど、対応方針の中でも御説明がありましたように、28、29年度の2か年をかけて支援補助制度を利用させていただいて、実際、試験運行したのは1か月くらいでしたけれども、結果的に、試験運行で採算が取れるだけの先行きが見えないということで、頓挫したような状態でした。

その支援制度と比べて、今回は、新たに2か年かけて地域のニーズを把握しながら、取り組んでいこうという、まったく新しい制度と考えたらいいわけですか。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 伊賀です。

庵治町で使っていただいた50万円の補助制度は、今も残っています。ですので、アンケートを取ったりとか、準備金というのは制度として残っていて、その後に社会実験をやるという制度になっています。

仮に、庵治町がもう1回トライしたいということであれば、50万円の話というのは、1回使っていますが、私どもは予算計上の上では、別に「ダブルカウントはだめです。」

とは言っておりません。

ただ、予算を計上していくときに、他の地域から出てきたら、「庵治町1回やっていますよね。」という話になるかなとは思いますが。優先順位としては、ちょっと落ちてしまふかなとは思いますが、拒むものではないと思っています。

ただ、運行計画書をしっかり作って、身の丈に合ったサービスを一緒に考えてくれる姿勢がない限りは、社会実験にはなかなか入れないと思います。

ありがちなのは、走ったら乗るんだという方がおられます。確かにユーザーは増えますが、収支率はどんどん悪くなります。それでは続きません。そこは、皆さんと一緒に考えていただけるというのが私どもとしてはありがたいです。先ほど、御意見がありましたように、こちらとしては協力体制というのは、しっかりと取っていくつもりにしていますので、再トライということであれば、また御相談いただけたらと思っています。

○議長（高砂会長） 庵治町の場合、他の団体が買物支援バスということで、週に何回か運行しています。そちらの団体との調整というのも出てくると思うのですが、いずれにしても、先ほど、都市計画課の次長が言われましたが、高松市で人口が増えているのは、公共交通網が整備されている地域であるというお話がありました。公共交通網とまではいかないですが、少なくとも、交通弱者の方が相当数おられます。その方たちを手助けできる方法はないかと前向きに考えていきたいと思っています。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 伊賀です。

会長がおっしゃられるとおりで、多分、議会の答弁も見ていただいていると思うのですが、すべてがコミュニティバスとか乗り合い事業で賄うというのは、どうしても経費が掛かってしまうので限界があります。

交通弱者に対して、ちょっとした移動ということに、どう支援していくのかというのは福祉部門の話になります。そういう意味で言うと、長寿福祉課と交通政策課が協力して乗り合い事業として行う範囲がどこまでなのか。地域のボランティアで運送法に引っかからないようなやり方でどこまでできるのか。交通弱者支援はどういうふうにしていくべきなのかということ、今、まさに一緒に考えているところです。そこは、まだ明確にこうだというのは協議をしています。できるだけ棲み分けをしたいと思っています。全部がコミュニティバスだというのは、無理があるとこちらでも理解しています。

そういう状況でございます。

○議長（高砂会長） はい。分かりました。他にこの件についてございますか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

先ほどの説明の中で、運行しようとしたら、割合収入として2割程度の現金収入が欲しいということでしたが、地域によっては、庵治の場合、100万円として20万円の利益を得ようとしたら、大体市内の循環バスは100円ですよね。それを思ったら、沢山は取れないと思うのです。200円か300円としても、年間1,000人くらいの使用がないとやっていけないというと、月に90人くらい乗ってくれないとやっていけないということになるのですが、その2割というのは、譲歩できない割合なのでしょうか。

1割とかになると一切だめということになるのでしょうか。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐

実は、2割に根拠がありまして、十数年来ジャンボタクシーの乗り合い事業をやっている地区があります。それは、山田地区です。メインは植田です。ですので、庵治は、おっしゃられたように、人が住んでいないという話で言うと、それは違うと明確に否定させていただきます。

要は、乗る方の需要に応じたサービスさえすれば、収支率であれ、例えば何百万収支率を取ってくれということと無理があります。

ただ、運航規模に合わせた収支率であれば、可能だと思っていますし、山田地区で十何年来ジャンボタクシーをやっていますけれども、だいたい収支率は2割出ています。ここはひとつボーダーラインかなということでこちらも認識していますので、そこは御理解いただけたらと思います。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

山田地区って、その乗り合いタクシーの料金はいくらぐらいですか。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 交通政策課、伊賀です。

300円です。300円ですけれども、持っている方もおられると思いますが、ゴールドイルカというカードがあります。70歳以上の高松市民であれば持つことができるカードですが、それは、公共交通機関、電車、バスジャンボタクシー、あと離島航路に関しては、半額になります。ということは、山田地区の70歳以上の高齢者の方ですけども、利用されているのは1回乗るのに150円です。

私どもは、ボーダーとしては、だいたい300円ぐらいが一定運賃として、ぎりぎりかなと、それ以上取ってしまうとしんどくなるし、少ないと収支がしんどくなるというふうに考えています。

○増田委員 はい、分かりました。

○議長（高砂会長） この件について他に。

○上村委員 議長。

○議長（高砂会長） 上村委員。

○上村委員 上村です。

試験運行の時には、庵治地区内だけの試験運行だったのですが、ジャンボタクシー利用とか言っても、公共交通機関のバスがあるから、やはり、庵治から八栗の電車の駅まで連れて行ってくれるとかというようにはならないんですかね。

○伊賀交通政策課長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 交通政策課。

○伊賀交通政策課長補佐 交通政策課、伊賀です。

ここの議論は、高砂会長と相当しました。2年ぐらい前にさせていただきました。庵治の希望としては、八栗の駅まで行きたいというのは重々承知しております。

ただ、バスの運転手さんが、本当に今、少ない中、乗り合い事業者である琴電のバスは、今にでも不採算系統を切っていきたいというのが現状です。

そこで、同じようなサービスを被せていくと、「じゃ、いらないよ。」という議論にもなりえるというのがありますが、方法が無いわけではありません。

これも、ここ1、2年で色々なところに話をしていく中で感じたのは、例えば、利用者を限定、時間を限定、要はちょっと限定的にはなりますが、バス事業と被らないということを確認にできるようなやり方であればできるかなと。

通勤、通学に、思い切り被せていくような運行になると、当然、事業者は嫌な顔をすると。以上でございます。

○議長（高砂会長） はい、他に。よろしいですか。

他に無いようでございますので、以上で（２）協議事項の「建設計画に係る令和２（２０２０）年度の実施事業に関する意見に対する対応方針」につきましては、終わらせていただきます。

続きまして（３）その他でございます。

「総合センター・支所の休日・夜間窓口及び地域審議会の今後について」、地域振興課から説明をお願いします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

お手元に配布しております「総合センター・支所の休日・夜間窓口及び地域審議会の今後について」を御覧ください。

３点ございます。まず、１の総合センター・支所の休日・夜間窓口についてでございます。こちらの１ページ２面を御覧ください。

総合センター・支所の休日・夜間窓口は、合併しました６か所で開設しております。

平成２７年度から３０年度までの過去４年間の取扱件数を記載しておりますが、６か所の合計、右端の黒枠の中ですが、休日の日直に関しましては、一日平均２．３８件。夜間に関しましては、０．５９件という取扱件数でございます。

こちらの庵治地域につきましては、休日の取扱件数が、一日平均２．１５件。夜間につきましては、０．３７件の状況となっております、実態として非常に取扱いが少ない状況が続いております。

また、管理人の後継者不足、加えて高齢化が進んでおりまして、全体で管理人２４名、そのうち７０歳以上の方が２１名、委嘱期間も７、８年という状況で、今後の存続が困難なものとなっております。

合併以来、戸籍届の預かり、埋火葬許可証の交付、電話の問い合わせ対応と、また公共施設の鍵の貸出し等の取次ぎサービスを行ってまいりましたが、先ほども申しあげました事情から、市といたしましては、令和２年３月３１日をもちまして、こちらの休日・夜間窓口の終了とさせていただきたいと存じます。

廃止後の対応でございますが、今後は、24時間体制の本庁の守衛室が対応することとなります。休日・夜間窓口に来られる利用者は、主に埋火葬許可証を受け取る葬祭事業者でございますので、業者への周知、また市民への広報周知を行ってまいります。

また、地域特有の問い合わせ、行事、集会施設の借用等につきましても、本庁守衛室にしっかりと引き継ぎを行ってまいりたいと存じます。

御理解を賜りたいと存じます。

次に、2の地域審議会委員の委嘱についてでございます。

地域審議会の設置期間は、条例上5年間延長して、令和3年3月までとなっております。現在の委員の皆様の委嘱期間は2年任期ですので、令和2年の3月末まででございますが、設置期間が令和3年3月末までとなっておりますことから、引き続き令和2年度の1年間の委員委嘱についてお願いをするものでございます。

最後に、3の地域審議会の今後でございます。資料の3を御覧ください。

こちらに、平成30年度末時点における建設計画等の6地区全体の進捗状況を記載しております。

実施済みが91%、実施中が5%、未着手が4%でございます。未着手事業は35事業ございまして、このうち34事業、これは道路整備関連事業でございます。1事業は今年度着手予定でございます。

その下が、参考までに建設計画を作成している他市の状況でございます。中核市及び中四国の県庁所在地58市のうち、平成30年度末時点における地域審議会設置市は、本市を除いて5市でございます。

このように、全体として合併15年間で建設計画もほぼ進捗した状況となり、合併特例法、旧法ですが、これはさらに5年間延長しており、建設計画の延長につきましては、残る財源であります合併特例債と事業の進捗状況を見極めながら、財政局と協議して決定してまいりたいと存じます。

地域審議会の設置期間でございますが、現在の条例の期限、令和2年度末までの1年間委員の委嘱をお願いし、その後、令和3年度以降、まちづくりに関する施策についての意見の受け皿につきましても、例えば、それぞれの事業について、必要に応じ、ワーキンググループや、協議会等の設置で実施することは可能でございまして、また、地域コミュニティを軸としたまちづくりを進める中、例えば、地域コミュニティ、また、連合自治会等でまちづくりを考える会を構成して、そこへ行政が協働して参画していくなどの方法もあ

るものと存じておりまして、その後の方法につきましては、まだ少し時間がございしますので、御意見をお伺いしながら、取り決めてまいりたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。

ただ今、説明のございました総合センター・支所の休日・夜間窓口及び地域審議会の今後について御質問等ございましたらどうぞ。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

夜間・休日について、それに対応する人材が高齢化したというお話がありました。

それもあります、経費的には、年間どれくらいの人件費が削減されるのでしょうか。

以上です。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

休日・夜間窓口の廃止に伴いまして、年間約900万円の削減効果がございます。

○議長（高砂会長） 森岡委員、よろしいでしょうか。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

それは、高松市全体での金額ということでしょうか。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

6か所でございます。

○議長（高砂会長） よろしいですか。他にございますか。

それでは、私の方から、先ほど、植田課長から説明がありましたように、地域審議会が5年間延長になったということで、私たち委員の任期は、来年度末で終わるということです。最後、令和2年度末まで、一年間だけ委嘱されるということでございますので、今後

の方向性につきましては、先ほど課長がおっしゃった内容も含めまして、一年の間に検討させていただいて、より良い方向に進めて行けたらというように考えております。

今後ともよろしくお願いします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

年内に何回か勉強会をお願いしまして、そのあたりのことをいろいろと前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（高砂会長） はい、分かりました。他にございませんか。

他に特に無いようでございますので、（３）のその他については、以上で終わらせていただきます。

以上で、会議次第３、「議事」の（１）報告事項、（２）協議事項、（３）その他は終了とさせていただきます。

特に、他に無いようでございますので、次に、会議次第４のその他ですが、本日の審議会に先立ち、事前に委員皆様からいただいております質問等を地域振興課に提出しております。ただ今からその解答をいただきたいと思います。

まず、打越委員からの、大島振興方策協働企画に関しまして、大島青松園の継続的展示のため、庵治支所協働スペースを利用した大島振興方策の推進についての質問ですが、地域振興課からお願いします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

打越委員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、平成２６年１１月に大島振興方策を策定し、「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」の二つの方向性を示し、４０の事業を掲げて取り組んでいるところでございます。

また、アーティストインレジデンスの一環としてのサマーキャンプ、島外との交流ワークショップや、大島の歴史と魅力を広く伝えるための大島マップ等の発行、大島青松園、関係課と協力し、ハンセン病パネル展等にも出展し、人権啓発と交流の促進を図っているところでございます。

御質問の、庵治支所協働スペースを利用した大島振興方策の推進でございますが、大島の啓発活動は、人権教育、大島振興を推進するために非常に重要なことでありますことから、庵治支所の空きスペースを含め、効果的な展示場所の確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。打越委員、何か御質問等ございますか。

○打越委員 議長。

○議長（高砂会長） 打越委員。

○打越委員 打越です。

御解答いただきましてありがとうございます。

当初、近くて遠い大島と庵治の関係が、近くて近い庵治と大島へ、「らい予防法」が廃止された後に、大島と町内の皆様方の交流が促進できるようになって、大変ありがたかったです。

しかし、やはり、今でも庵治と大島の関係が遠いように思われます。と申しますのは、やはり今、入所者の方が50数人ということで、あちらの方がこちらの庵治の方に出向いて来ることが本当に少なくなりました。8月7日の大島の夏祭りに出向いて行っても、ほとんど入所者の方が庭園に出てきていないような状況なので、自分たちのところにも来て、ディスカッションなり、講演なり、この場でしてもらっていったらと思うんですが、やはり、身体的なこともございまして、容易ではないということもわかります。

しかしながら、こういったせっかくの空スペースがあるのであれば。

以前には、陶芸家の方が展示をされたとも聞いておりますし、巡回的に展示もしておりますということですが、人権啓発の週間にも入所者の会長さんが講演もされて、サポートとかいろいろなところへ、それぞれ人が来られているのはわかるんですが、庵治町内へはそうしたことが少ないと思います。

人権啓発の予算を見ても、それなりの予算を組んでいただいておりますが、こちらの方には、どうもその予算が向いていないような気がします。そのあたりを御検討いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高砂会長） 打越委員、回答いたしますか。御意見ということでよろしいですか。

○打越委員 はい。

○議長（高砂会長） 御意見ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、木村委員から介護予防・日常生活支援について御意見をいただいておりますが、木村委員は、所要のため欠席ということでございますが、健康福祉総務課の方から回答いただけますか。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 議長。

○議長（高砂会長） 健康福祉総務課地域共生社会推進室。

○鈴木健康福祉総務課地域共生社会推進室長補佐 健康福祉総務課地域共生社会推進室鈴木です。

木村委員さんの質問の介護予防・日常生活支援についての回答でございます。

支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、国のガイドラインに基づき、サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を高松市社会福祉協議会に委託し、10人で市内44地区の地域の実情に応じた住民主体サービスの提供体制の構築等を支援しています。そのうち、庵治地区に1名配置して運営等の支援を行っています。

また、サービスB提供地区の数は、市内44地域コミュニティ協議会のうち、令和元年6月1日現在、24地区（訪問型サービスB22地区、通所型サービスB6地区）で取り組まれております。

24地区とその訪問型と通所型の地区数が違うのは、訪問型と通所型を行うべき所、地区がありますので24地区となっております。

庵治地区については、訪問型サービスBの事業を開始した平成28年10月から「庵治支援隊」が事業主体として活動されています。以上でございます。

○議長（高砂会長） ありがとうございます。関連質問等ございましたら。

○森岡委員 議長。

○議長（高砂会長） 森岡委員。

○森岡委員 森岡です。

「庵治支援隊」は、私が立ち上げたのですが、地域の支援を必要とする方からは、非常に喜ばれているのは事実です。

ある程度、制約というのが市としてもあると思います。

例えば、買い物をしても、1時間以内に買いたい品物を調整などして、特に女性の方は、売り出し日とか売り出しの品物を買ってくださいということですので、私も行くのですが、なかなか選定するのに時間がかかります。

また、あまり遠いところまでは行けず、庵治からマルナカ八栗店辺りまでしか行けないんですが、それを支援する側からすれば、1時間の枠というのは非常に難しいと思います。

例えば、草抜きなどでも、要望する側からすれば、この辺り全部をやってもらいたいという要望があります。

取り決めがあれば、一人1時間でやったら、「今日は、ここでもう終わりです。」となり、「残りは、次はいつですか。」と言われれば、都合がよければ、明日ということになりますが、日が開いて草の生える時期であれば、2週間もあれば、また草が生えてくることになって、結果的には常にきれいな状態にするのはなかなか困難なこととなります。

したがって、複数人行かせたり、2時間連続とか、季節によっては、その方が行く側も助かります。

1時間で汚れたら、また洗濯したり、片付けをしたりして、また、翌日1時間とかというよりは、2時間連続のほうが効率もいいし、相手にとってもいいということで、ある程度、柔軟とまではいかななくても、市社協とか市も含めて、臨機応変に対応していかなければ、支援する側からの不満もどんどん出てきますと、せっかく軌道に乗ってきているものが、細かなことを言われたら、「300円もらっても、もう行きません。」という雰囲気になって、違った方向に行ってしまうという心配があります。

私は、現在、その会長を降りていますが、先のことを考えれば、せっかくこの機会ですので、市とか市社協は、そういう気持ちで支援する側も、支援を受ける側もあるということを理解して、より制度がうまく長く続いていけるようにしてもらいたいと思います。

回答はなくても良いです。

○議長（高砂会長） よろしいですか。ありがとうございました。

他に無いようでございますので、続いて、松浦副会長から、里道、水路（法定外公共物）の修繕改修に伴う地元負担についての質問をいただいておりますので、回答をよろしくお願いいたします。

○山下土地改良課長 議長。

○議長（高砂会長） 土地改良課。

○山下土地改良課長 土地改良課、山下です。

松浦副会長の御質問にあります里道、水路（法定外公共物）の修繕改修に伴う地元負担についての回答を申し上げます。

道路法や河川法等が適用されない、法定外公共物を底地といたします里道・水路の修繕・改修につきまして、お答えさせていただきます。

里道の修繕改修に係る単独市費補助土地改良事業につきましては、1か所当たりの事業費が、10万円以上かつ幅員2m以上の農道路側補修の場合、補助率は85%であり、1か所当たりの事業費が、10万円以上かつ両側路側が整備済みの農道舗装の場合、補助率は100%でございます。

水路の修繕改修に係る単独市費補助土地改良事業につきましては、1か所当たりの事業費が、10万円以上の水路新設改良の場合、補助率85%でございます。

また、単独市費補助土地改良事業に該当しない場合でも、土地改良施設の補修に必要な生コンクリートや砕石などの資材を支給することができる制度もございますことから、是非、御活用いただければと存じます。以上でございます。

○議長（高砂会長）ありがとうございました。松浦副会長、よろしいですか。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長）松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

これは、制度上はこうなるということですね。里道の補修をしても、やっぱり地元負担が生じるという話ですね。それがおかしいと私は言っているんです。

○山下土地改良課長 議長。

○議長（高砂会長） 土地改良課。

○山下土地改良課長 土地改良課、山下です。

土地改良事業として、地元負担が発生するということでございます。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長）松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

里道の補修は、土地改良事業になるのですか。

土地改良事業と関係がないところに里道があるのですが、それはどうなるのですか。

○山下土地改良課長 議長。

○議長（高砂会長） 土地改良課。

○山下土地改良課長 土地改良課、山下です。

個別の話になるとは思いますが、通常、法定外用地は概ね農道、水路というような構

造物になると思います。

今、おっしゃられている里道は、農道として使われていない里道という意味だと思いますが、個別にお話をお聞きしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

高松市内にも里道は残っていると思います。これは、もう土地改良事業では、絶対直せないでしょう。それもやっぱり地元負担をもらっていますか。

里道は大昔からあるので、「ない。」とは言えないでしょう。どうなのでしょう。

○山下土地改良課長 議長。

○議長（高砂会長） 土地改良課。

○山下土地改良課長 土地改良課、山下です。

副会長が言われるのは、一般的にいう三尺道、90cmの構造物、道路だと思いますが今、御説明にありましたように、水路の改修事業、だいたい里道というのは、三尺の農道があつて、その横に水路を抱えているのが、法定外用地になってくると思います。

水路の改修事業というのは、85%で水路改修を行っているという事業になってきて、里道、三尺道の部分に関しては、どちらかというと、個人の構造物の施工になってきて、それによって里道が形成されていくというような状態だと思います。

その中で、舗装がない場合は、100%補助で、両方に構造物があれば、舗装ができていくような流れになっていくのではないかと思います。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長） 松浦副会長。

○松浦副会長 松浦です。

何か、私と里道の概念が違うように思います。里道というのは、江戸時代から通っている道ですからね。それは市内にもあるでしょう。その改修はどうしていますか。地元負担をもらっているのですか。市内も松平の時代から道があるでしょう。その修繕はどのようにしているか聞いているんです。ですので、それと同じような里道の扱いをしてくださいと言っているんです。

○議長（高砂会長） 副会長、これはちょっと、やり取りがかみ合っていないので、課長もおっしゃったように、個別に調整してお話を聞いていただいたらと思います。そういう

ことで進めていただいてよろしいですか。

○松浦副会長 はい。分かりました。

○山下土地改良課長 はい、個別に調整させていただきます。

○梶河委員 議長。

○議長（高砂会長） 梶河委員。

○梶河委員 梶河です。

多分、この話になって、土地改良課に話が行けば、すべて地元負担は発生するんですよね。道を直す場合の舗装以外の水路を直すなり、道を直すということは。

副会長がおっしゃられている里道の場合は、土地改良課ではないところが担当していただけたら直せるのではないかと。そういう方法がないのかというお話だと思います。

土地改良課が受けてくれたら、もう地元負担が発生する制度しかないのでは、話は合わないままになろうかと思っています。

○議長（高砂会長） はい、梶河委員が先ほどおっしゃったようなことも含めて、個別に十分に検討いただきたいと思います。

それでは、次に、増田委員から、コミュニティセンターの駐車場舗装の修繕改修について御質問いただいておりますので、地域振興課、回答よろしくお願いします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

御質問のコミュニティセンターの駐車場舗装の修繕改修についてでございますが、現在、市内のコミュニティセンターの駐車場の舗装修繕につきましては、修繕の優先度の高い施設から順次実施しております。

庵治コミュニティセンターにつきましては、現地も確認しましたが、御指摘のとおり駐車場の劣化が進んでおります。

全体の修繕予算は限られておりますことから、駐車場のすべての部分を補修することは、困難ではございますが、まずは、傷みの激しい部分と影響の大きい部分である正面玄関側から実施したいと存じます。

併せて安全な駐車区画につきましても、検討してまいりたいと存じます。

緊急性の高い修繕が完了後、着手してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。優先度の高い施設として修繕を行う予定でございます。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。

増田委員、何かございますか。

○増田委員 議長。

○議長（高砂会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

正面玄関前側からというふうにさせていただいていますが、どちらかという、裏手の東側の方が、傷みがひどいので、ちょっと面積は広がりますが、そちらの方からしていただけないでしょうか。

していただけるとしたら、優先順位で2番にさせていただいているので、うれしいですけども、いつぐらいになるのでしょうか。その2点。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

現場を確認しておりますが、御希望の東側の方が必要だということであれば、コミュニティセンターと協議しつつ、また、あそこは教育局との同じ土地になっていますのでそのあたりとも協議しながら、どこの部分をどのように修繕するか協議させていただきたいと思います。

時期につきましては、予算の執行状況を見ながらということで、今、ここでいつとは明言できませんが、御連絡差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高砂会長） 増田委員、よろしいですか。

○増田委員 はい。

○議長（高砂会長） 事前に委員皆様方からいただいております質問については、以上で終わりますけども、あと一件、先日の6月の勉強会で委員の皆さんに平成31年度の予算化状況を配布させていただいておりますが、その部分について訂正があると申し出がありましたので、その訂正と併せて内容の若干の説明をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長） 地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

お配りしておりますA3横長の「建設計画に係る事業の平成31年度予算化状況（地

区のみ事業)」を御覧ください。

この内、合併処理浄化槽設置整備事業の予算額の欄ですが、勉強会時にお示ししました資料に誤りがございました。平成31年度当初予算額169万2千円としておりましたが、正しくは338万4千円でございます。

その右側の比較増減の欄が、マイナス151万6千円としておりましたが、正しくは17万6千円でございます。

裏面を御覧ください。裏側の一番下の部分でございます。これに伴いまして、合計額の欄ですが、「H31当初予算額」を、2億6,458万円に、右側の「比較増減」額の欄でございますが、1億3,341万8千円に訂正をお願いいたします。お詫びして訂正いたします。

続きまして、表面に戻っていただきまして、合併処理浄化槽の設置整備事業の「H31年度事業計画の概要」欄ですが、「新設 転換」となっております。こちらの御説明ですが、旧庵治町全域では、平成31年3月31日現在、対象となる単独処理浄化槽住宅が530基ございます。合併処理浄化槽は、住宅316基でございますことから、合併処理浄化槽の普及割合は率にして、37.4%でございます。

なお、単独浄化槽の他にも汲み取り便所がございますが、こちらの世帯数は、把握できておりません。

高松市の浄化槽整備事業の取組として、令和元年度から新設に対する助成を廃止して転換に重点化することとしております。

このため、単独浄化槽からの転換の場合、上乗せ補助である配管に要する費用の額を増額見直しいたしております。以上でございます。

○議長（高砂会長） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問等ございませんか。よろしいですか。

以上で、事前質問も含めまして、追加の案件につきましても、御回答をいただきました。

委員の皆様方で、特に今、地域審議会で諮りたいということがございましたら、御発言をお願いします。

○松浦副会長 議長。

○議長（高砂会長）

○松浦副会長 松浦です。

3年位前から市道の修繕をお願いしていますが、まだ直っているようではないようです。場所もちゃんと教えてあげたのですが、どうなっていますか。

○植田地域振興課長 議長。

○議長（高砂会長）地域振興課。

○植田地域振興課長 地域振興課、植田です。

申し訳ございません。今回は道路管理課が出席しておりません。再度、市道の場所等を確認させていただき、道路管理課に申し伝えて御連絡をさせていただきたいと存じます。

○議長（高砂会長） 松浦副会長、そういうことでよろしいですか。

○松浦副会長 はい。

○議長（高砂会長） 他にございませんか。他に特に無いようでございますので、会議次第4「その他」は、これで終了いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

当局におかれましては、今後とも政策の決定や施策の実施に当たっては、常に住民の視点で捉えていただき、庵治地区の活性化はもとより、高松市の均衡ある地域の発展を図る中で、市民が合併して良かったと思えるまちづくりに御尽力いただきたいと存じます。

委員の皆様を始め、当局の皆様方には、長時間にわたり慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回高松市庵治地区地域審議会を閉会いたします。

午後4時30分閉会

会議録署名委員

委員

松浦 豊

委員

打越 謙司